

# 東京都医療的ケア児保育支援事業実施要綱

3 福保子保第 5 5 0 5 号

令和 4 年 3 月 3 0 日

一部改正 5 福保子保第 7 4 1 号

令和 5 年 5 月 2 6 日

## 第 1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

## 第 2 実施主体

実施主体は、区市町村（ただし、中核市を除く。以下同じ。）とする。

なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、区市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

## 第 3 事業の内容

区市町村において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 1 0 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る。

## 第 4 実施方法

### 1 対象児童

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると区市町村が認めた児童

### 2 対象施設

本事業の対象となる保育所等は、東京都の区域内に所在する、次の（1）から（5）までに該当する施設又は事業とする。

（1）子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 1 条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所

- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
  - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）は除く。

(4) 家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業実施要綱（平成22年6月25日付22福保子保第437号）別表2の1（1）、（2）又は（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

(5) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）及び一時預かり事業（緊急一時預かり）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2（2）ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事及び東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4（1）及び（4）の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業（幼稚園及び第4の2（1）から（4）までの施設又は事業実施施設において実施する一時預かり事業を除く。）

3 対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①から⑧までの取組を複合的に実施するよう努めること。

- ① 区市町村において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。当該職員は、医療的ケア児の受入れを行うために配置する職員であることから、原則として、本事業の実施年度以降に、新たに医療的ケアに従事する職員として配置した者に限ることとする（ただし、既に配置されている職員であっても、医療的ケアに従事する職員として配置されていると認められる場合を除く）。

なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。

- ② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業

務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する次に掲げる取組を実施する。

ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助

(ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。)

③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

④ 区市町村において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。

また、当該保育所等において、看護師配置等、受入体制が整うまでの期間、代わりに医療的ケアを行う。

なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。)の課程を修了した者の配置に努めること。

⑤ 区市町村において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。

⑥ 区市町村において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。

⑦ 保護者による医療的ケア児の送迎が困難な場合に、区市町村又は医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、医療的ケア児の自宅等から各保育所等への送迎を行う。

⑧ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業を実施する。

#### 4 留意事項

本事業は、保育所等において、単に3の①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、区市町村が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを旨とするものであることを踏まえた上で、次の①から⑥までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、区市町村職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。

② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。

③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを

行うこと。

- ④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。
- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。
- ⑥ 3の①により、医療的ケアに従事する職員を配置した保育所等は、受入れの応諾義務があることを踏まえ、医療的ケア児の適切な受入れを行うこと。

## 第5 医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書の作成

本事業を実施する区市町村においては、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で、「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」（以下「整備計画書兼実績報告書」という。）を作成し、別に定める本事業の補助に係る交付申請書及び変更交付申請書の添付資料として提出すること。また、整備計画書兼実績報告書に当該年度の実績を記載した上で、補助に係る実績報告書の添付資料として提出すること。

なお、整備計画書兼実績報告書の様式及び提出期日は別途指定する。

## 第6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する区市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

## 第7 費用

本事業に要する費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、都が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。